

安全報告書

令和6年度(2024年度)版



令和7年(2025年)9月

宇都宮市・芳賀町

目次

1. はじめに.....	2
2. 基本方針と安全重点施策.....	3
(1) 基本方針.....	3
(2) 2024年度安全重点施策.....	3
3. 安全管理体制.....	5
(1) 安全管理に関する組織体系図（2025年3月時点）.....	5
(2) 安全管理に関する会議体制等.....	6
4. 車両及び軌道施設の確実な維持管理の実施.....	8
(1) 日常的な維持管理業務の委託.....	8
(2) 委託先との連携.....	8
(3) 大規模検査の実施.....	9
(4) 効率的な維持管理手法の検討.....	10
5. 関係職員の研修会の実施.....	12
(1) 安全教育講習.....	12
(2) 事故を想定した訓練.....	13
(3) 故障対応訓練.....	13
6. 緊急時等における関係者間における連絡体制の堅持と必要な対応方策の協議・調整..	14
(1) 事故・災害時協定.....	14
(2) 事故・災害等の異常時・緊急時の対応.....	14
7. 軌道事故等の発生状況.....	15
(1) 運転事故.....	15
(2) 災害.....	15
(3) 輸送障害.....	15
8. 追加の安全対策の実施.....	16
9. 利用者へのお願い.....	20
10. 安全報告書へのお問い合わせ.....	22



芳賀・宇都宮LRT
Haga Utsunomiya LRT

1. はじめに

ライトラインは2023年8月26日の開業以来、毎日の安全運行の積み重ねにより、信頼される公共交通機関として、子どもから高齢者まで、多くの方々の日常生活の足として定着しております。

宇都宮市・芳賀町におきましては、軌道整備事業者として軌道施設や車両の適切な維持管理を通してライトラインの安全運行を支えており、開業2年目となる2024年度におきましても、軌道運送事業者である宇都宮ライトレール㈱と緊密に連携を図りながら、安全管理体制の維持・向上に努めるとともに、ライトラインと自動車との接触事故の未然防止などの安全対策に取り組んでまいりました。

この安全報告書は、鉄道事業法第19条の4の規定に基づき、2024年度の宇都宮市・芳賀町における輸送の安全の確保に関する取組を自ら振り返るとともに、皆様に広くご理解いただくために公表するものです。

引き続き、ライトラインを安全・安心にご利用いただけるよう、輸送の安全に全力で取り組んでまいります。

軌道整備事業者	宇都宮市長	佐藤 栄一
	芳賀町長	大関 一雄

2. 基本方針と安全重点施策

軌道整備事業者である市・町は、2018年1月に鉄道事業法及び軌道法に基づく、「安全管理規程」を制定し、その中で、遵守すべき安全に関する「基本方針」を定めております。

さらに、基本方針に定める安全に関する取組を具現化するために、「安全重点施策」を毎年度作成し、安全の確保に努めております。

(1) 基本方針

1. 安全第一の意識をもって、一致協力して輸送の安全の確保に努める。
 2. 関係法令及び本規程その他の輸送の安全の確保のための定めをよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
 3. 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
 4. 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをする。
 5. 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。
 6. 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
 7. 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。
- ※ 基本方針は、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

(2) 2024年度安全重点施策

1. 輸送の安全を確保するために講ずべき措置
 - ① 車両及び軌道施設の確実な維持管理の実施
 - ② 関係職員の研修会の実施
 - ③ 緊急時等における関係者間における連絡体制の堅持と必要な対応方策の協議・調整
2. 方 策

次の方策により実施するものとする。

 - ① 軌道整備事業者は、軌道整備心得等に基づく点検整備をその能力を有するものに委託して実施し、点検整備の履行については、委託先からの点検記録の提出や聞き取りなどの方法により適宜確認を行う。

また、軌道整備事業者は、日頃から委託先との連携を密にし、車両及び軌道施設に関する情報の共有に努める。

- ② 軌道整備事業者は、関係職員の研修を定期的実施し、輸送の安全に関する資質の維持・向上、知識の習得に努める。
- ③ 軌道整備事業者は、関係者に対し、異常時・緊急時における、組織内や軌道運送事業者および所轄官庁等との連絡体制について周知徹底を図るとともに、必要に応じてライトラインの安全運行に向けた必要な対応方策の協議・調整を行う。

3. 実施時期

- ① 車両及び軌道施設は、年間を通じ着実な管理を行う。
- ② 職員研修は、年2回行う。
- ③ 連絡体制は、年度当初や職員研修等の機会に関係職員に周知する。

4. 実施責任者

各項目に実施責任者を定め、施設管理者・車両管理者が統括する。

統括…施設管理者：建設部長（都市計画課長）

車両管理者：建設部長

総括…L R T管理課長（都市計画課長補佐）

- ① 点検整備関係責任者：L R T管理課職員（都市計画課職員）
- ② 研修会責任者：L R T管理課職員（都市計画課職員）
- ③ 連絡体制責任者：L R T管理課職員（都市計画課職員）

※（）カッコ書きは芳賀町

3. 安全管理体制

安全管理体制については、安全管理規程において、市長（町長）をトップとする安全管理体制を構築するとともに、安全統括管理者、施設管理者、車両管理者それぞれの役割及び権限を定め、安全確保に向けた責任分担を明確化しております。

【主な管理者や役割】

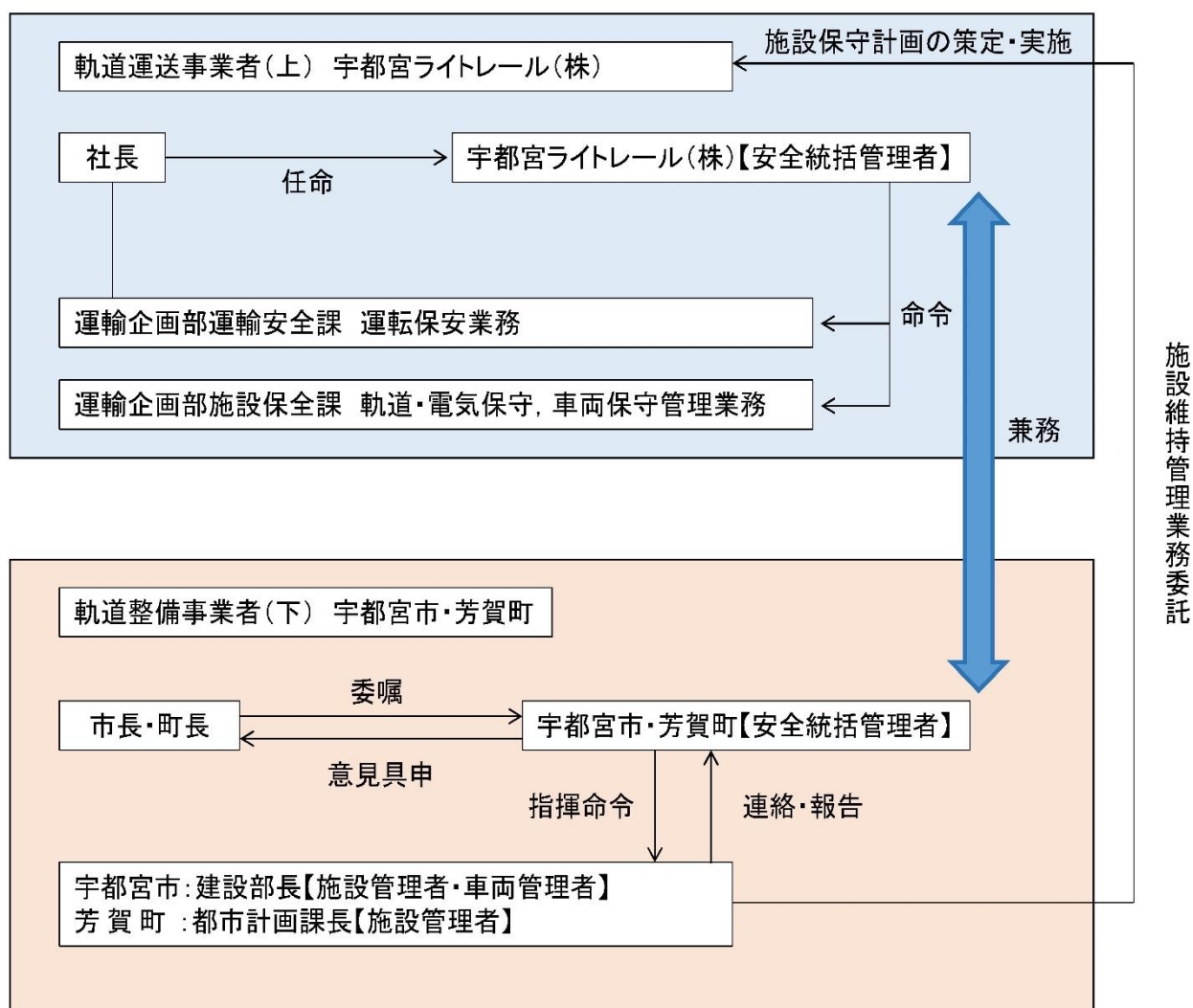
市長（町長）：輸送の安全の確保に関する軌道整備事業者としての最終的な責任を負う。

安全統括管理者：輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

施設管理者：安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する。

車両管理者：安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。

(1) 安全管理に関する組織体系図（２０２５年３月時点）



(2) 安全管理に関する会議体制等

ア 軌道事業連携会議

宇都宮市長，芳賀町長，宇都宮ライトレール㈱社長及び安全統括管理者等が出席する「軌道事業連携会議」を毎年開催し，軌道事業における輸送の安全の確保及び安全水準の向上について協議・報告を行うなど，事業の安全に関する取組に3者で連携して取り組んでいます。

イ 軌道事業連携会議幹事会

安全統括管理者と施設管理者，車両管理者，運転管理者等が出席する「軌道事業連携会議幹事会」を随時開催し，安全管理部会の検討結果などの共有を行うとともに，事業を進めるにあたり重要な案件について，軌道事業連携会議に附議しています。

ウ 安全管理部会

市・町・宇都宮ライトレール㈱それぞれの担当者等が出席する「安全管理部会」を隔週で開催し，軌道施設や車両の安全に関する取組の進捗確認や情報共有等を行い，日々の安全・安心な運行の確保に取り組んでいます。

エ 事故・災害等合同対策本部

事故・災害等発生時，市・町・宇都宮ライトレール㈱が連携して対応する必要がある場合には，合同対策本部を設置することとしています。

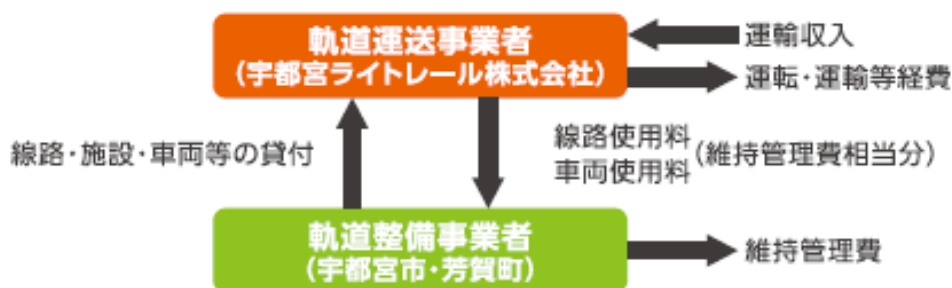
オ 応急体制の構築

事故・災害等により，復旧に大型重機や特殊機器等の使用が必要な場合に備え，応急対応事業者と復旧対応に係る協力体制を構築しています。

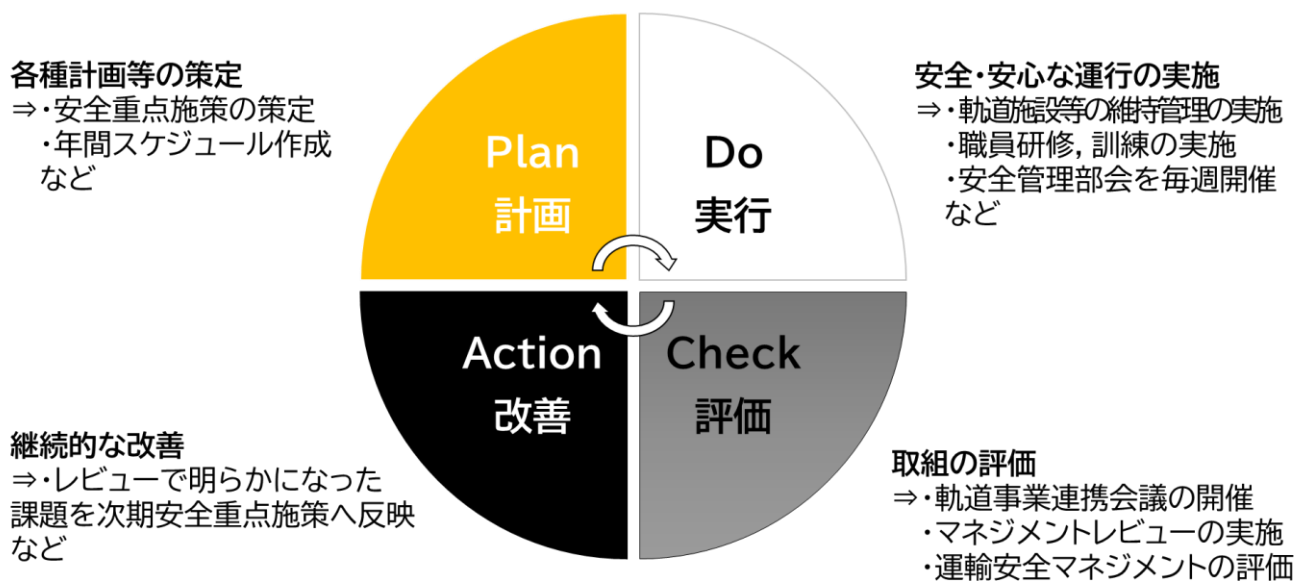
【参考】軌道整備事業者としての安全に関する責任

芳賀・宇都宮LRT（ライトライン）事業は、「公設型上下分離方式」を採用し、宇都宮市及び芳賀町（以降、「市・町」という。）が軌道整備事業者として軌道施設や車両を整備・保有し、日々の安心・安全な運行を支えるための維持管理の責任を持ち、「軌道運送事業者」である宇都宮ライトレール㈱がそれら軌道施設等を借り受けて運送事業を行っています。

●事業スキームの概念図



市・町においては、安全・安心な輸送の確保に向けて、「計画等の策定」「実行」「評価」「改善」のPDCAサイクルに基づく運輸マネジメントに取り組んでいます。



4. 車両及び軌道施設の確実な維持管理の実施

(1) 日常的な維持管理業務の委託

ア. 業務委託の実施

軌道運送事業者である宇都宮ライトレール㈱に業務委託を行い、維持管理を実施しています。

イ. 点検整備結果の確認

「軌道施設等の維持管理に関する協定書」に基づく軌道施設等の維持管理業務において、受託者である宇都宮ライトレール㈱から毎月提出される報告書を確認し、日々の安全管理に努めています。



【軌道巡視点検】



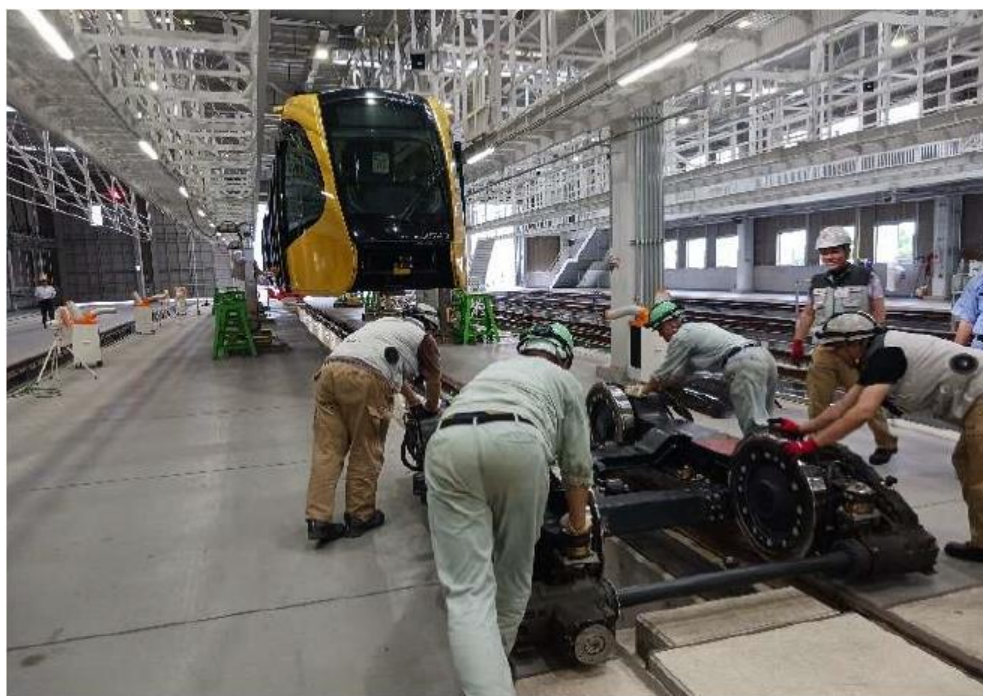
【電車線路設備巡視点検】

(2) 委託先との連携

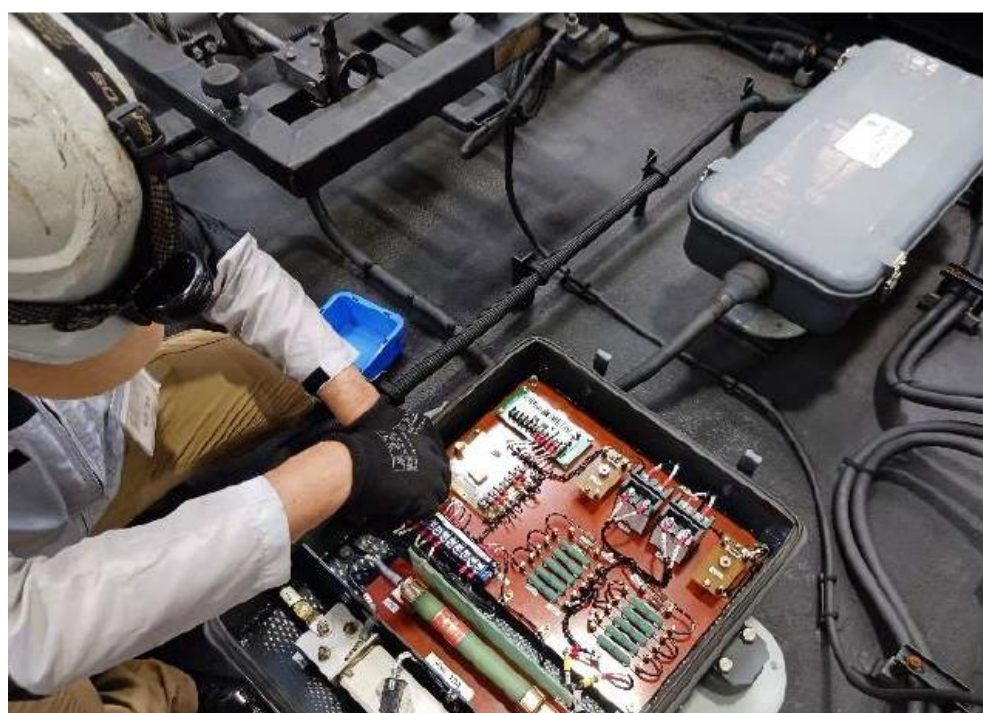
軌道整備事業者である市・町と軌道運送事業者であり、維持管理業務の委託先である宇都宮ライトレール㈱の担当者等が出席する「安全管理部会」を隔週開催し、軌道施設などの安全に関する取組について進捗確認や情報共有等に努めています。

(3) 大規模検査の実施

法定点検である重要部検査（4年以内の周期）について、動力発生装置、走行装置、ブレーキ装置、その他重要装置などを車体から取り外し、検査及び整備を実施しております。



【重要部検査：車体上げ】



【重要部検査：絶縁抵抗試験】

(4) 効率的な維持管理手法の検討

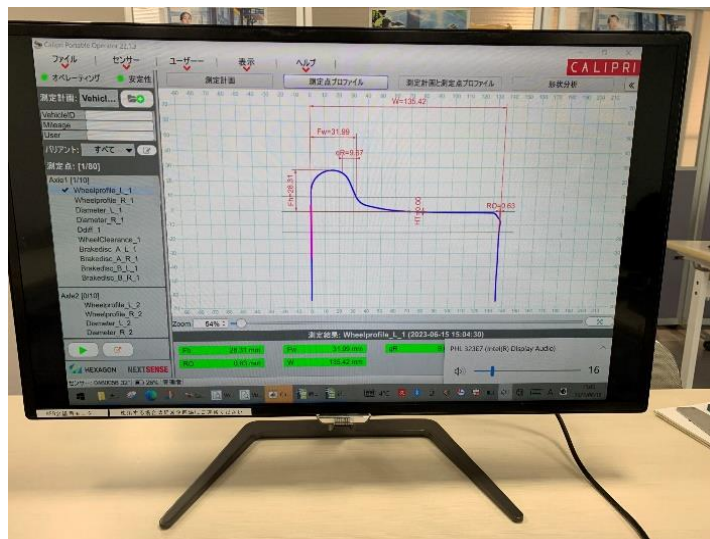
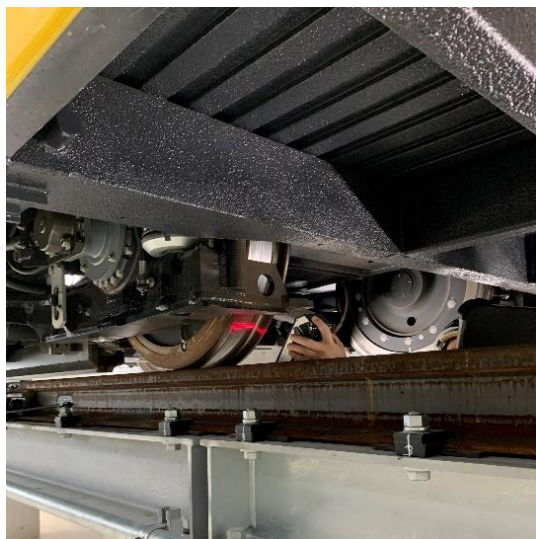
軌道施設や車両は、日々の点検に加え、レールや車輪の形状等のモニタリングを実施しており、軌道事業における有識者などで構成する「ライトラインの維持向上に係る有識者会議」を設置し、専門的な第三者の視点で評価をいただきながら、より安全で効率的な維持管理手法の検討を進めています。



【車輪フランジの測定器具（厚さと高さ）】



【レールの測定器具（頭面と側面）】



【非接触式断面形状測定機】

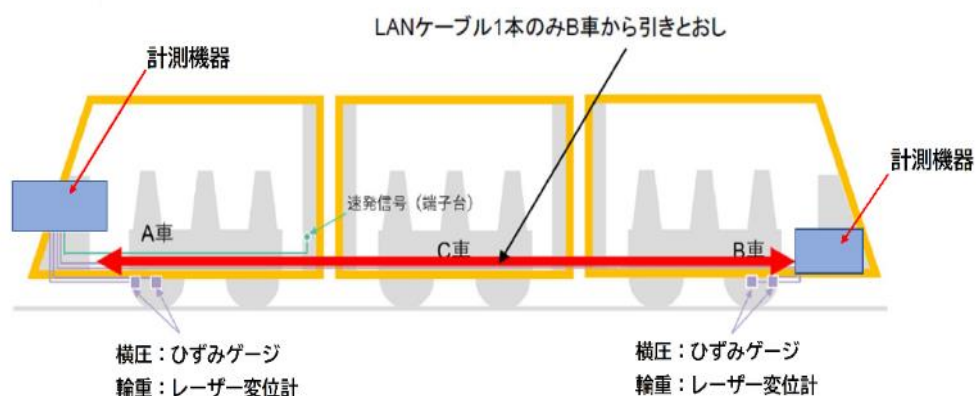
【参考】PQ測定試験の実施

レール等の軌道施設の効果的かつ効率的な維持・管理手法を確立するためには、摩耗進行速度等に係るより詳細な分析を行う必要があるため、「車輪とレールの摩耗状況」及び「輪重と横圧」の相関性を検証するための「PQ測定試験」を実施していく予定です。

【測定概要】

- ・測定車両：HU317（R6.8に車輪削正を実施）（※）
- ・測定項目：脱線係数，横圧，輪重，速度，走行距離
- ・測定台車：A車，B車

※ PQ測定試験の実施に向けた詳細設計や計測器の設置等については、約半年程度の期間が想定されるため、測定開始時期はR7年度下半期となる見込み。
⇒ 車輪削正(R6.8)後から約1年程度の走行状態となるHU317に設置予定



【PQ測定試験に係る機器配置（イメージ）】

5. 関係職員の研修会の実施

安全管理体制の維持・改善を図るため、軌道事業に関わる職員を対象とし、運輸安全マネジメント制度の概要や法令、運転取扱心得、安全行動などについての講習を行い、輸送の安全を確保するための知識向上に努めるとともに、車両の事故や故障を想定した訓練を実施しました。

(1) 安全教育講習

実施日：2024年5月9日、5月23日

場 所：車両基地 管理棟

参加者：市・町（講師は宇都宮ライトレール㈱）

内 容：①運輸安全マネジメント制度について
②法令、運転取扱心得、安全行動などについて
③考査



【安全教育講習】

(2) 事故を想定した訓練

実施日：2024年11月26日

場 所：車両基地内

参加者：宇都宮東警察署・宇都宮市消防局・済生会病院医師・
宇都宮ライトレール(株)・市・町

訓練項目：ライトライン車両と自動車の接触事故で、ドライバーと乗客がケガをした想定

①警察による現場検証

②救急隊によるケガ人の救助と医師によるトリアージ訓練



【警察が到着し、運転士からの聞き取り】



【救急隊によるドライバーの収容】

(3) 故障対応訓練

実施日：2024年12月16日

場 所：車両基地内

参加者：宇都宮ライトレール(株)・市・町

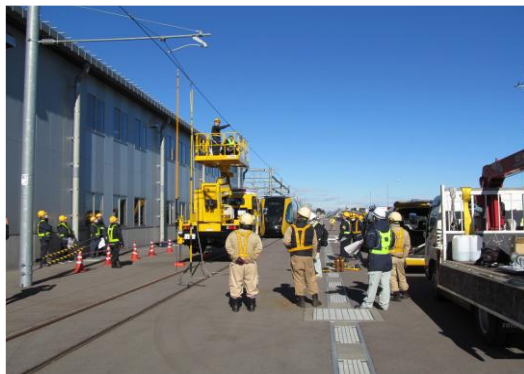
訓練項目：架線の故障によるトロリー線の修理と、運行不能となったライトライン車両の連結を想定した訓練を試運転線で行いました。

①事故発生からの連絡訓練

②監督官庁等への連絡体制確認

③架線台車両を使用したとローリー線の修理と測定

④車両同士を連結した改装運行訓練



【トロリー線の修理と測定】

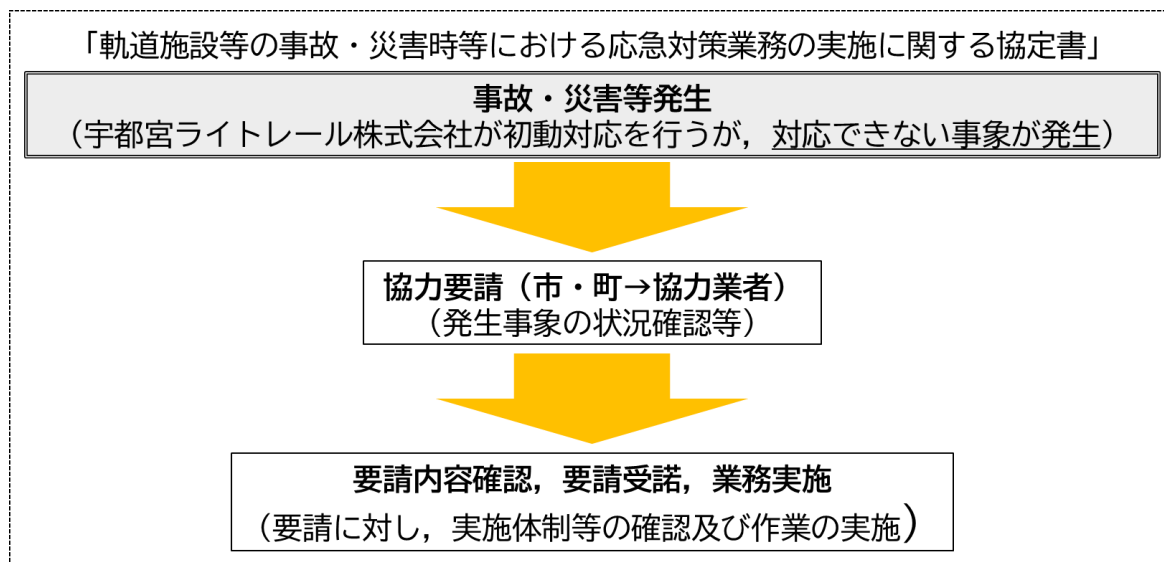


【車両連結のための準備】

6. 緊急時等における関係者間における連絡体制の堅持と必要な対応方策の協議・調整

(1) 事故・災害時協定

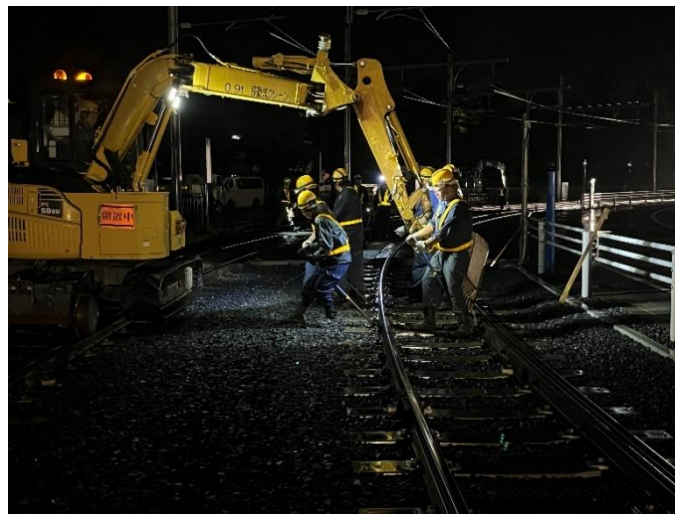
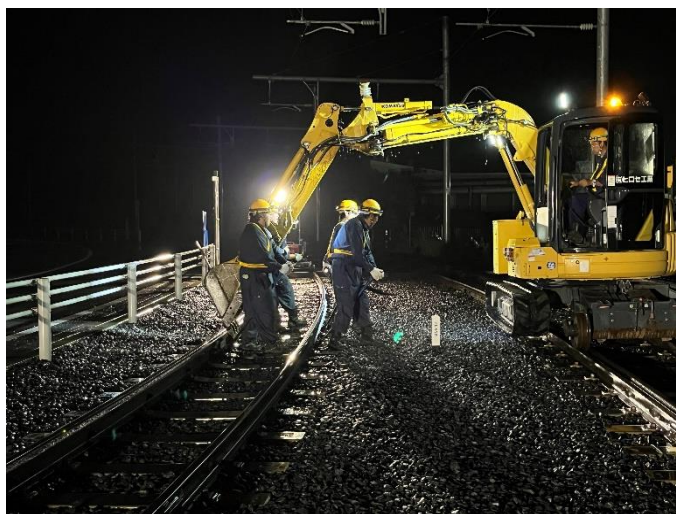
「軌道施設等の事故・災害時における応急対策業務の実施に関する協定書」を市・町と土木・軌道・電気・車両等に係る業者との間で締結し、異常発生時に応急対応を行っています。



【応急対策業務事務処理フロー】

(2) 事故・災害等の異常時・緊急時の対応

宇都宮ライトレール(株)からの点検結果の報告を受け、速やかに軌道整正などの工事を計8件実施しました。



【軌道整正の実施】

7. 軌道事故等の発生状況

(1) 運転事故

(軌道事故等報告規則に定める「車両衝突事故」「車両脱線事故」「車両火災事故」「道路障害事故」「人身傷害事故」「物損事故」をいいます。)

○運転事故に該当する事故発生はありませんでした。

(2) 災害

(地震や暴風雨、豪雪などをいいます。)

○災害等の発生はありませんでした。

(3) 輸送障害

(運転事故以外で30分以上の遅延または運休のあった場合をいいます。)

○軌道敷内での自動車との接触事故による輸送障害の発生状況

- ① 日時：2024年5月10日 午後7時11分頃
場所：宇都宮駅東口～東宿郷（下り線）宇都宮 宮みらい1－1
影響：約300人
- ② 日時：2024年12月26日 午後1時52分頃
場所：陽東3丁目～峰（上り線）宇都宮峰4丁目8－1
影響：約250人

○公衆との接触事故による輸送障害の発生状況

- ① 日時：2024年10月17日 午後10時17分頃
場所：グリーンスタジアム前～清原市民センター前
(サイドリザベーション区間)
影響：約300人

○このほか、雷害や信号故障などによる輸送障害が6件発生しました。

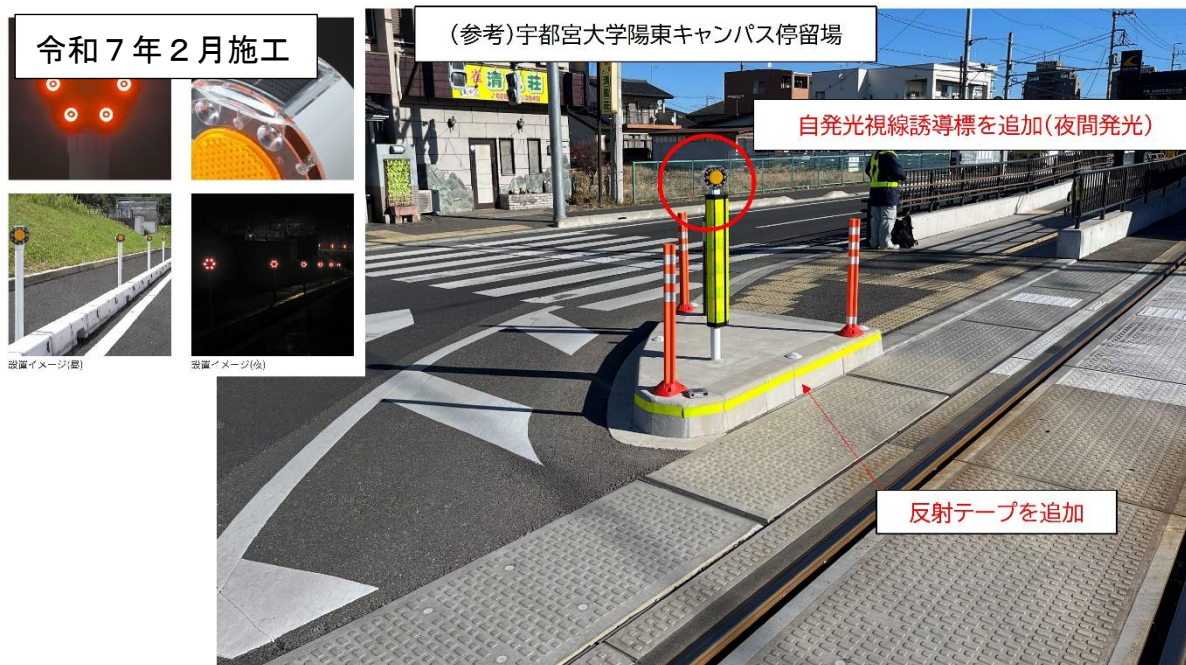
8. 追加の安全対策の実施

ライトライン開業以降、自動車の運転手の確認不足などにより、ライトラインと自動車の接触事故が発生していることに伴い、交通管理者である栃木県警察と宇都宮東警察署、道路管理者である栃木県と、市・町・宇都宮ライトレール(株)の6者において、「ライトライン安全対策会議」を開催し、再発防止に向けた対策の検討を行いました。

【主な対策】

- ・ 交通島への自動車追突事故を防ぐため、自発光視線誘導標の設置と縁石に反射テープを貼付
- ・ 軌道敷内への誤進入を防止するため、ゼブラゾーンの一部消去と道路鉾の軌道敷沿いへの設置
- ・ 軌道と道路の交差点に注意喚起標識板の設置や路面標示の追加
- ・ 夜間でも視認出来るようなLED注意喚起標識板の設置
- ・ 併用走行区間から専用走行区間に切り替わる交差点や軌道敷を横断する通路がある交差点への自発光視線誘導標・軌道照明を設置
- ・ 停留場スロープの柵に「信号をまもろう」の注意喚起看板を設置

○交通島への自発光視線誘導標の設置と縁石に反射テープ貼付



○ゼブラゾーンの一部消去，道路鋸の軌道敷沿いへの設置



○注意喚起標識板の設置や路面標示の追加





【路面標示の追加】



【LED注意喚起標識板の設置】

○軌道敷内への誤進入対策



【注意喚起標識板，自発光視線誘導標，軌道照明の設置】



【注意喚起看板の設置】

9. 利用者へのお願い

ライトラインのあるまちの交通ルールについて、分かりやすく理解促進を図るためのパンフレットやチラシを配布し、交通安全動画などを作成したほか、広報紙やホームページ、SNSなどの様々な媒体を活用して交通ルールの周知・啓発に努めています。

また、地域の方々などの協力をいただきながら、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施などに取り組んでいます。

歩行者や自動車・自転車それぞれが交通ルールを正しく守り、事故の未然防止にご協力をお願いいたします。

○交通ルールパンフレット・チラシの配布



○交通ルール動画の作成



○全国交通安全運動での呼びかけの実施

宇都宮ライトレール(株)や警察と協力し、ライトライン沿線において交通安全を呼びかける運動を行いました。

歩行者や自動車・自転車などを運転される皆様におかれましては、交通ルールをしっかりと守って安全運転を心がけていただけますよう、ご協力をお願いいたします。



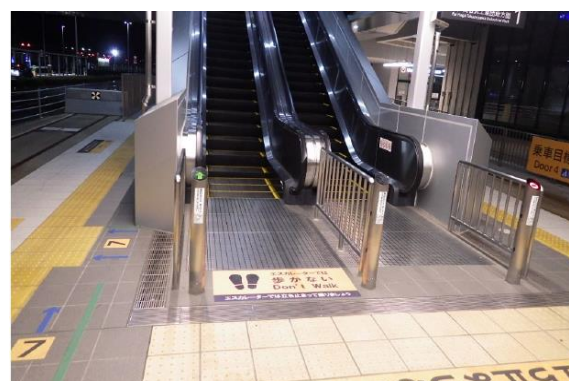
【交通安全を呼びかける様子】

○エスカレーター利用の安全啓発

宇都宮ライトレール(株)・JR東日本と協力して、駅東口停留場において、エスカレーター利用の安全キャンペーンを実施しました。

当日は、朝の出勤にライトラインを利用するお客様向けに、啓発グッズの配布と「利用の際は歩かず立ち止まって」「混雑時には2列に並んで利用しましょう」の呼びかけを実施しました。

エスカレーターの安全な利用にご理解・ご協力をお願いいたします。



【宇都宮駅東口エスカレーター】

10. 安全報告書へのお問い合わせ

安全報告書に関するご意見, ご感想はこちらまでお寄せください。

○軌道整備事業や施設管理に関すること

宇都宮市（軌道整備事業者）

ホームページ：

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kotsu/lrt/1028856/1039263.html>

芳賀町（軌道整備事業者）

ホームページ：

<https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/kurashi/sekatsu/kokyokotsu/lrt/anzenhoukokusyo.html>

○軌道運送事業や運送サービスに関すること

宇都宮ライトレール株式会社（軌道運送事業者）

ホームページ：<https://www.miyarail.co.jp/>